

認定外部機関の認定申請をお考えの皆様へ

平成27年9月18日

「認定外部機関」とは、日本弁理士会の継続研修を行う法人又は団体として当会が認定した機関^{※1}です。（日本弁理士会内規第94号「継続研修実施細則」第37条第1項）

認定外部機関となるためには、日本弁理士会に認定申請し認定を受けることが必要です。また、認定外部機関として認定^{※2}された後は、次年度の研修計画の提出、及び各研修開催日の1ヶ月前までの研修認定申請が必要となります。

平成28年度から認定外部機関として継続研修の実施を考慮される法人又は団体の方は、以下の点にご留意ください。

■認定外部機関になるための認定申請の期限

認定外部機関の認定申請は、[平成27年11月上旬までに申請をお願いします](#)。申請をご検討の機関は、お早めに下記担当までお問合せください。

■認定外部機関への説明会への参加

平成28年度の研修計画の作成及び提出につきまして、[平成27年11月19日（予定）に説明会](#)を開催します。ご担当者の方はこの説明会に必ずご参加ください。

■平成28年度研修計画の提出

研修計画は経済産業大臣の承認を受ける必要があるため、[平成28年度の研修計画を平成28年1月（締切日は、上記説明会でお知らせします。）提出](#)していただきます。

【 お問合せ先 】 日本弁理士会事務局研修課（認定外部機関担当）
電話 03-3519-2360、 FAX 03-3581-1205

（参考）

※1 認定外部機関一覧（平成27年9月1日現在）（PDF形式）

現在、日本弁理士会継続研修における「認定外部機関」は、52団体です。

※2 認定外部機関の認定基準は、次のとおりです。

- ①一定の社会的実体を有し、継続性を有する機関
- ②知的財産関連の研修を行う機関
- ③・弁理士全般に開放されている研修を行う機関、又は
 - ・弁理士であることが会員等の条件となる機関であって、当該会員に対して研修を行う機関、又は
 - ・これらと同等と研修所が認める機関

以上